

姫 路 市

屋外広告業登録制度のてびき

令和元年 1 2 月

姫路市都市局まちづくり推進部まちづくり指導課

屋外広告業の登録制度

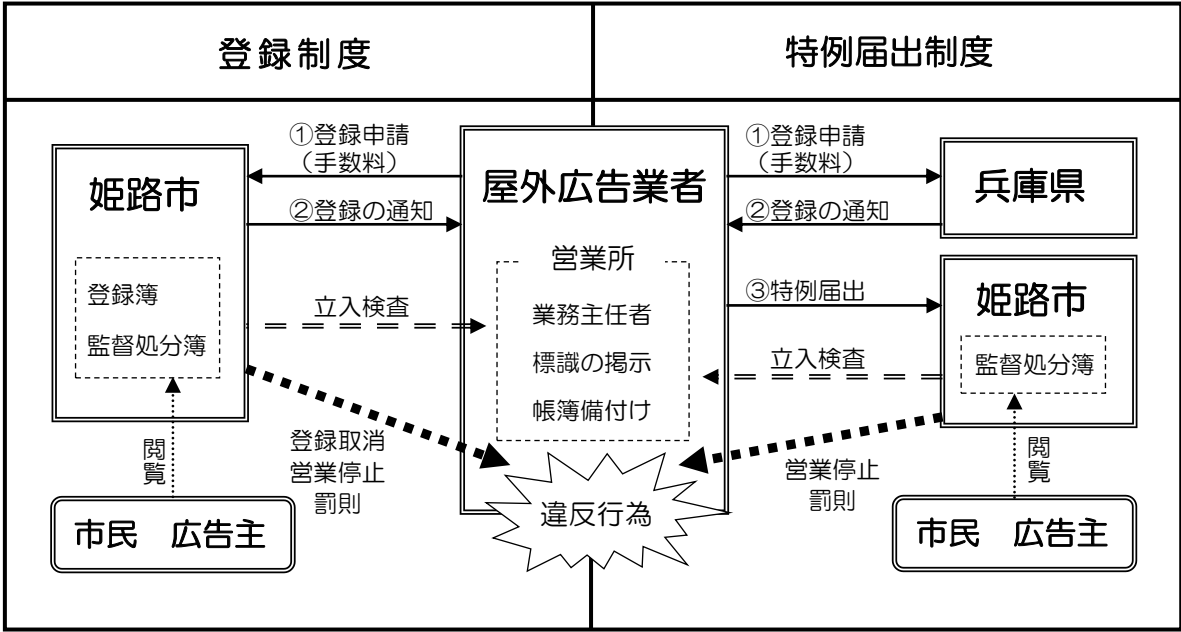
姫路市では、平成18年4月1日から、屋外広告業の登録制度を実施しており、姫路市内で屋外広告業を営む*ためには、本市へ事前に登録することが必要です。

また、平成23年4月1日から、兵庫県で屋外広告業の登録を受けた方は、その旨を本市に届け出ることによって本市の登録を受けたものとみなす「特例届出制度」を設けています。

このため、姫路市内で屋外広告業を営むためには、次のいずれかの手続きが必要です。

- ① 兵庫県の登録を受け、姫路市に特例の届出を行う (→2ページ参照)
 - ・ 兵庫県で屋外広告業の登録を受けている方は、届出により姫路市で登録を受けたものとみなされます。(姫路市で登録を受けることはできません。)
 - ・ 届出の手数料は不要です。

- ② 姫路市に登録申請する (→3～5ページ参照)
 - ・ 登録の有効期間は5年間です。引き続き屋外広告業を営むためには、有効期間満了前に更新の手続きが必要です。
 - ・ 登録・更新の際には、1件につき10,000円の手数料が必要です。
 - ・ 姫路市の登録を受けている方が兵庫県の登録を受けると姫路市の登録は無効となります。改めて姫路市に①の届出を行ってください。(経過措置あり→8ページ参照)



* 「姫路市内で屋外広告業を営む」とは、営業所の所在地にかかわらず、報酬を得て姫路市内に屋外広告物等を表示・設置する事をいい、「屋外広告業」とは、屋外広告物や広告を表示するための広告板・広告塔などの表示・設置を行う営業のことで、具体的には施行業者の方が対象となります。

特例届出の手続き

1 特例の届出

兵庫県で屋外広告業の登録を受けている方が姫路市内で屋外広告業を営もうとする場合は、**特例屋外広告業届出書**（様式第14号の9）に必要書類（下表参照）を添付のうえ、まちづくり指導課へ持参又は郵送してください。届出の手数料は不要です。

受付後に、受付印を押した届出書の写しと届出後の注意事項等をお渡しします。郵送により申請する場合は、これらを送付するための返信用封筒（定形、切手貼付）を同封してください。

また、届出書を提出した後に、兵庫県の屋外広告業の登録を更新した場合は、改めて届出書の提出が必要となります。提出の際には、下表の必要書類も添付してください。

必要書類	備考
兵庫県の屋外広告業者登録証の写し （裏書きがある場合はその写しも必要）	・有効期間内のもの ・兵庫県が発行した登録事項証明の写しでも可
業務主任者の資格を証する書面（※）	

※「業務主任者の資格を証する書面」とは、屋外広告士登録証、講習会修了証などの写しをいいます。

2 業務主任者の選任

営業所ごとに、屋外広告士や屋外広告物の講習会修了者等から業務主任者を選任する必要があります。（→4ページ参照）

3 届出事項の変更

届出事項に変更が生じた場合は、変更のあった日から30日以内に、**特例屋外広告業届出事項変更届**（様式第14号の10）に必要書類（下表参照）を添付のうえ、まちづくり指導課へ持参又は郵送してください。

受付印を押した控えが必要な場合は、届出書の写しも添付してください。

必要書類	備考
兵庫県の屋外広告業者登録証の写し （裏書きがある場合はその写しも必要）	・兵庫県に対して変更の届出を行った場合のみ必要 ・有効期間内のもの
業務主任者の資格を証する書面	・業務主任者を変更した場合のみ必要

4 その他

受付後に、受付印を押した届出書の写しと注意事項等をお渡しします。また、特例届出業者の一覧をまちづくり指導課のホームページに掲載します。掲載事項は、会社名又は屋号と営業所の名称・所在地・電話番号です（掲載を希望しないこともできます）。

登録申請の手続き

1 登録の申請

姫路市に屋外広告業の登録を申請する場合（更新の申請の場合も同様の手続です。）は屋外広告業登録申請書（様式第1号の2）に申請者の種別（法人・個人・未成年者）により異なる必要書類（下表参照）を添付のうえ、まちづくり指導課へ提出してください（郵送による申請は不可）。

必要書類		申請者			様式
		個人	未成年 （※1）	法人	
誓約書		○	○	○	様式1号の3
住民票抄本 又は 代替書類（※2）	申請者	○	○		
	法定代理人		○		
	役員			○	
	業務主任者	○	○	○	
登記事項証明書	申請者			○	
登録申請者等略歴書	申請者	○	○		様式12号
	法定代理人		○		様式12号
	役員			○	様式12号
業務主任者略歴書		○	○	○	様式13号
業務主任者の資格を証する書面		○	○	○	

※1 法定代理人が法人である場合の必要書類については、お問い合わせください。

※2 住民票欄の「代替書類」とは、外国人登録原表記載事項証明書等、住民票に代わるものをいいます。

（注）「住民票抄本」「略歴書」は申請者、法定代理人、役員、業務主任者ごとに必要です。

2 手数料の納付

屋外広告業の登録申請に必要な手数料は、新規・更新ともに10,000円です。申請に必要な書類が整っているかを確認後、納付書を交付しますので、姫路市の指定金融機関等で納付してください。指定金融機関等で納付後、入金確認までに3～5日かかるため、納付はお早めをお願いします。

3 登録の通知・登録簿への登録

登録申請受付後、登録には審査期間（通常1週間程度。手数料の納付が遅れた場合はさらにかかります。）が必要となりますので、申請はお早めをお願いします。

姫路市での登録が完了した後、屋外広告業者登録証を発行し、原則登録申請者宛に郵送します。また、申請された内容は屋外広告業者登録簿に登録され、まちづくり指導課や、同課のホームページで一般の方に公開されます。

4 業務主任者の選任

姫路市内で営業を行う営業所（営業所の所在地は姫路市に限りません。）ごとに、屋外広告業に関する総括業務を行う業務主任者を選任する必要があります。

業務主任者となるには以下のいずれかの資格等が必要です。

- ① 屋外広告士
- ② 都道府県・政令市・中核市が開催する屋外広告物の講習会修了者
- ③ 職業訓練指導員免許所持者（広告美術仕上げに係るものに限る）
- ④ 技能検定合格所（広告美術仕上げに係るものに限る）
- ⑤ 職業訓練修了者（広告美術仕上げに係るものに限る）
- ⑥ 業務主任者資格認定者
- ⑦ 平成18年3月31日までに、改正前の姫路市屋外広告物条例による屋外広告物講習会修了者等の認定を受けた者（→8ページ参照）

上記の資格等が無く、サインボード・クリエイターの資格をお持ちの方が業務主任者となるには、事前に業務主任者資格認定が必要です。業務主任者資格認定申請書（様式第14号の5）に資格を証する書類の写しを添付のうえ、まちづくり指導課へ提出してください。

5 登録の拒否

登録申請者が以下のいずれかに該当するとき、又は申請書・必要書類の重要な項目について虚偽の記載や記載欠けがある場合は登録できません。（このとき、既に納付された手数料はお返しできません。）

- ① 登録を取り消された日から2年を経過しないとき
- ② 屋外広告業を営む法人が登録を取り消された日前30日以内に、その法人の役員であり、当該処分から2年を経過しないとき
- ③ 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しないとき
- ④ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないとき
- ⑤ 未成年者の場合でその法定代理人が①～④又は⑥に該当するとき
- ⑥ 法人でその役員に①～④に該当する者がいるとき
- ⑦ 営業所ごとに業務主任者を選任していないとき

6 登録事項の変更

登録事項に変更が生じた場合は、変更のあった日から30日以内に、**屋外広告業登録事項変更届**（様式第14号の2）に変更事由・届出者の別により異なる必要書類（下表参照）と受付印のある控えが必要な場合は届出書の写しを添付のうえ、まちづくり指導課へ提出してください（郵送による届出も可）。

変更事由	変更届出者（登録を受けている方）	
	個人	法人
商号・氏名・名称・所在地・代表者の氏名	届出者の住民票抄本	法人の登記事項証明書
営業所の名称・所在地	—	法人の登記事項証明書（商業登記の変更を必要とするときに限る）
役員の氏名	—	法人の登記事項証明書 当該役員の住民票抄本 当該役員の略歴書 誓約書（代表者が誓約）
法定代理人の氏名・住所	—	法定代理人の住民票抄本 法定代理人の略歴書 誓約書
業務主任者の氏名・所属 営業所名称	当該業務主任者の住民票抄本 当該業務主任者の略歴書 当該業務主任者の資格を証する書面	

※ 法定代理人が法人である場合の必要書類については、お問い合わせください。

（注）変更届に手数料は不要です。

登録（特例届出）後の注意事項

1 標識の掲示

営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名、登録の番号などを記載した以下の標識を作成し、掲示しなければなりません。

特例届出業者用

姫路市特例屋外広告業者届出済票	
商号、氏名又は名称	
法人である場合にあっては、その代表者の氏名	
登録番号	兵庫県屋外広告業登録 第 号
登録年月日	平成 年 月 日
特例屋外広告業の届出の年月日	平成 年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

登録業者用

姫路市屋外広告業者登録票	
商号、氏名又は名称	
法人である場合にあっては、その代表者の氏名	
登録番号	姫広登 第 号
登録年月日	平成 年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

(いずれも縦35cm以上×横40cm以上)

2 帳簿の備付け

営業所ごとに、以下の項目を記載した帳簿を備え付ける必要があります。帳簿は契約ごとに作成し、各事業年度の末日から5年間保存してください。

- 1 注文者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 2 広告物等の表示又は設置の場所
- 3 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- 4 表示又は設置の年月日
- 5 請負金額

3 廃業等の届出

登録又は特例届出の後、屋外広告業を廃業する場合等は、廃業等に該当することとなった日（死亡した場合は、その事実を知った日）から30日以内に、**屋外広告業廃業等届**（様式第14号の3）又は**特例屋外広告業廃業等届**（様式第14号の4）の提出が必要です。なお、届出義務がある方は以下の表のとおりです。

廃業等の内容	届出義務者
屋外広告業者の死亡	相続人
合併による法人の消滅	元代表役員
破産による法人の解散	破産管財人
その他の理由による法人の解散	清算人
姫路市内における屋外広告業の廃止	その個人又は代表役員

4 登録の有効期間

屋外広告業の登録を受けた場合の有効期間は5年間です。有効期間満了後も姫路市内で屋外広告業を営まれる方（兵庫県の登録を受け、特例届出を行う方を除く。）は、有効期間満了の日の30日前までに更新の登録を受けてください。

5 報告徴収・立入検査

市長は、屋外広告業者に対して、報告・資料の提出を求め、又は営業所に立ち入り、帳簿書類等进行检查し、関係者に質問することができます。報告や立入検査等を拒むと罰金刑の対象となります。

6 登録の取り消し及び営業の停止

屋外広告業者（登録業者・特例届出業者）が次のいずれかに該当するときは、登録の取り消し又は6ヶ月以内の期間で営業の停止を命ぜられることがあります。

特例届出業者の場合 (営業の停止)	登録業者の場合 (登録の取り消し又は営業の停止)
<ul style="list-style-type: none">姫路市の登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しないとき登録の拒否事由（4ページ「5 登録の拒否」参照）に該当することとなったとき届出事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき	<ul style="list-style-type: none">不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき登録の拒否事由（4ページ「5 登録の拒否」参照）に該当することとなったとき登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

登録の取り消し又は営業の停止の処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に記入し、一般の方がまちづくり指導課で閲覧できるようにします。

7 罰則

屋外広告業の登録又は特例届出に関して次のような罰則があります。

罰則	対象者
1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">• 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者• 不正の手段により登録を受けた者• 営業の停止命令に違反した者
30万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">• 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
20万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">• 営業所ごとに業務主任者を選任しなかった者• 求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は営業所等の立入検査を拒み、妨げ、忌避し、質問に陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
5万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none">• 廃業の届出を怠った者• 営業所ごとに標識の掲示をしなかった者• 営業所ごとに帳簿を備えず、記載せず、虚偽の記載をし、又は保存しなかった者• 特例の届出又は届出事項の変更の届出を怠った者

8 経過措置

• 登録制度の導入に伴う経過措置

平成18年3月31日までに、改正前の姫路市屋外広告物条例による屋外広告物講習会修了者等の認定を受けた方は、業務主任者となる資格があるとみなされます。

関係法令

1 屋外広告物法(抄)

(昭和24年 6月 4日法律第189号)
最終改正(平成20年 5月23日法律第40号)

第四章 屋外広告業 第一節 屋外広告業の登録等 (屋外広告業の登録)

第九条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。

第十条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 登録の有効期間に関する事項
- 二 登録の要件に関する事項
- 三 業務主任者の選任に関する事項
- 四 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- 五 その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第一号から第四号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- 一 前項第一号に規定する登録の有効期間は、五年であること。
- 二 前項第二号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。
 - イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者
 - ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその役員であつた者でその処分の日から二年を経過しない者
 - ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの
 - ヘ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
 - ト 業務主任者を選任していない者

三 前項第三号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

- イ 国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者
- ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

四 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- ロ 第二号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。
- ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第十一条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 姫路市屋外広告物条例(抄)

(平成 8年 3月26日 条例第 5号)
最終改正(平成24年 6月25日 条例第37号)

(報告徴収、立入検査等)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等を管理する者若しくは第23条第1項若しくは第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者(以下「屋外広告業者」という。)から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に広告物等の存する土地若しくは建築物若しくは屋外広告業者の本市の区域において営業を行う営業所(以下単に「営業所」という。)に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第4章 屋外広告業の登録等
(屋外広告業の登録)

- 第23条 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。
- 前項の登録の有効期間は、5年とする。
 - 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、登録の有効期間の満了の日の30日前までに更新の登録を受けなければならない。
 - 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
(登録の申請)
- 第23条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
- 商号、名称又は氏名及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 営業所の名称及び所在地
 - 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び所在地並びにその役員の氏名)
 - 営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第23条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
(登録の実施)
- 第23条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知するものとする。
(登録の拒否)
- 第23条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 第25条の4第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - 屋外広告業者であって法人であるものが第25条の4第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - 第25条の4第1項又は第25条の5第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
 - 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
(変更の届出)
- 第23条の5 屋外広告業者は、第23条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。
- 3 第23条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。
(屋外広告業の登録の閲覧)
- 第23条の6 市長は、規則で定めるところにより、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。
(廃業等の届出)
- 第23条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 死亡した場合 その相続人
 - 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
 - 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 本市の区域内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。
(登録の抹消)
- 第23条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第25条の4の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消するものとする。
(講習会)
- 第24条 市長は、広告物等の表示及び設置に関して必要な知識を習得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催するものとする。
- 市長は、講習会の運営に関する事務を講習会を的確に実施する能力を有する者に委託することができる。
 - 前2項に定めるもののほか、講習会に関して必要な事項は、規則で定める。
(業務主任者の選任)
- 第25条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせな

なければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者又は同号ロに規定する講習会の課程を修了した者
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
- (3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、前2号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として市長が認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示及び設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第25条の3に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第25条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第25条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条の4 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第23条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第23条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第23条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(兵庫県知事の登録を受けた者に関する特例)

第25条の5 第23条の規定は、屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号。以下「兵庫県条例」という。)第26条第1項の規定による登録を受けている者については、適用しない。

2 前項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったときも同様とする。

3 第18条、第23条の7第1項及び第25条から第25条の3までの規定は、第1項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものについて準用する。

4 屋外広告業者が兵庫県条例第26条第1項の規定による登録を受けたときは、その者に係る第23条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

5 市長は、第1項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営むものが次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めてその営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者であって法人であるものが前条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 前条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人であってその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(8) 第2項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(9) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反した者

6 第23条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(屋外広告業者監督処分簿への登載等)

第25条の6 市長は、第25条の4第1項又は前条第5項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分を行った年月日、当該処分の内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

2 市長は、規則で定めるところにより、前項の屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供するものとする。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第26条 市長は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言又は勧告を行うことができる。

第6章 雑則

(手数料)

第28条 この条例の規定による許可又は当該許可の期間の更新を受けようとする者は、別表に掲げる手数料を納めなければならない。

2 屋外広告業の登録又は登録の更新を受けようとする者は、申請1件につき10,000円の手数料を納めなければならない。

3 屋外広告業に係る登録事項の証明書の交付を受けようとする者は、1通につき400円の手数料を納めなければならない。

4 講習会の講習を受けようとする者は、1科目につき2,000円の講習手数料を納めなければならない。

5 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(施行の細目)

第29条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第23条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第23条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第25条の4第1項又は第25条の5第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第30条 第17条第1項の規定による市長の命令に違反して、広告物等の表示若しくは設置の停止又は広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置をしなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項、第10条第1項又は第11条第1項から第3項までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第8条において準用する第4条第1項の規定に違反して広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- (3) 第23条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- (2) 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 第7条の規定に違反して広告物等に許可を受けた旨の表示をしなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第23条の7第1項又は第25条の5第2項の規定による届出を怠った者
- (2) 第25条の2の規定に違反した者
- (3) 第25条の3の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則(平成17年12月20日条例第80号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条第1項第1号及び第3号の改正規定 公布の日
- (2) 第10条第1項第2号の次に1号を加える改正規定及び附則に2項を加える改正規定 平成18年3月27日(屋外広告業の登録に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の姫路市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第23条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日から平成18年9月30日までの間(当該期間内にこの条例による改正後の姫路市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第23条の4の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例第23条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けずに、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第25条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

4 この条例の施行の際現に屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第26条第1項に規定する登録を受けて屋外広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日から平成18年9月30日までの間(当該期間内に新条例第23条の4の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例第23条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けずに、引き続き編入前の家島町、夢前町、香寺町及び安富町の区域において屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

5 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年10月7日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条第4項第5号の改正規定及び別表の改正規定は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第23条第1項又は第3項の規定による登録を受けている者(以下「登録者」という。)については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、この条例による改正後の姫路市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第25条の5の規定は、適用しない。ただし、当該期間中であっても、登録者は、同条第3項前段の規定による届出を行うことができる。

3 登録者が前項ただし書の届出を行った場合は、同項本文の規定にかかわらず、当該登録者について新条例第25条の5の規定の適用があるものとする。

4 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 姫路市屋外広告物条例施行規則(抄)

(平成 8年 3月 29日 規則第 38号)
最終改正(平成 24年 6月 25日 規則第 47号)

第4章 屋外広告業の登録等

(登録の申請)

第19条 条例第23条の2第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者(当該登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。以下同じ。))の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
- (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
- (3) 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
- (4) 業務主任者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

(登録の通知)

第20条 条例第23条の3第2項の規定による通知は、屋外広告業者登録証の交付をもって行うものとする。

(変更の届出)

第20条の2 条例第23条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届により行わなければならない。

2 屋外広告業登録事項変更届には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- (1) 条例第23条の2第1項第1号に掲げる事項を変更したとき。個人にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人にあつては登記事項証明書
- (2) 条例第23条の2第1項第2号に掲げる事項を変更したとき(商業登記の変更を必要とする場合に限り。)。登記事項証明書
- (3) 条例第23条の2第1項第3号に掲げる事項を変更したとき。第19条第2号に規定する書面及び条例第23条の2第2項に規定する誓約書(役員に関するものに限り。)
- (4) 条例第23条の2第1項第4号に掲げる事項を変更したとき。第19条第1号に規定する書類及び条例第23条の2第2項に規定する誓約書(法定代理人に関するものに限り。)
- (5) 条例第23条の2第1項第5号に掲げる事項を変更したとき。第19条第3号及び第4号に規定する書面

(登録簿の閲覧)

第20条の3 条例第23条の6の規定により屋外広告業者登録簿の閲覧の請求をしようとする者は、閲覧者名簿に住所、氏名等を記入しなければならない。

(廃業等の届出)

第20条の4 条例第23条の7第1項の規定による届出(次項の規定が適用されるものを除く。)は、屋外広告業廃業等届により行わなければならない。

2 条例第25条の5第3項において準用する場合における条例第23条の7第1項の規定による届出は、特例屋外広告業廃業等届により行わなければならない。

(業務主任者の資格の認定)

第20条の5 条例第25条第1項第3号(条例第25条の5第3項において準用する場合を含む。))の規定による同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識を有する者の認定は、技能審査認定規程(昭和48年労働省告示第54号)第1条第1項の規定により認定されたサインボード・デザイン技能審査によるサインボード・クリエイターの資格を有する者について行うものとする。

2 前項に規定する認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、業務主任者資格認定申請書に同項に規定する資格を有することを証する書面を添付して、これを市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する認定をしたときは、当該認定申請者に対し、業務主任者資格認定証を交付するものとする。(標識)

第20条の6 条例第25条の2に規定する規則で定める事項(第3項の規定が適用されるものを除く。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第25条の2に規定する標識(第4項の規定が適用されるものを除く。)は、屋外広告業者登録票によるものとする。

3 条例第25条の5第3項において準用する場合における条例第25条の2に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号。以下「兵庫県条例」という。)第26条の3第1項に規定する登録の年月日及び登録番号
- (3) 条例第25条の5第2項前段の規定による届出の年月日
- (4) 営業所の名称
- (5) 業務主任者の氏名

4 条例第25条の5第3項において準用する場合における条例第25条の2に規定する標識は、特例屋外広告業者届出済票によるものとする。

(帳簿の備付け等)

第20条の7 条例第25条の3(条例第25条の5第3項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所

- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
 - (4) 表示又は設置の年月日
 - (5) 請負金額
- 2 条例第 25 条の 3(条例第 25 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 3 屋外広告業者は、前項の規定により作成された帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。
(兵庫県知事の登録を受けた屋外広告業者の届出)
- 第 20 条の 8 条例第 25 条の 5 第 2 項前段の規定による届出は、特例屋外広告業届出書により行わなければならない。
- 2 特例屋外広告業届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- (1) 兵庫県条例第 26 条第 1 項の規定による登録を受けていることを証する書面(以下「兵庫県登録証」という。)
 - (2) 業務主任者が条例第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 3 条例第 25 条の 5 第 2 項後段の規定による変更の届出は、特例屋外広告業届出事項変更届により、当該変更の日から 30 日以内に行わなければならない。
- 4 特例屋外広告業届出事項変更届には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。
- (1) 当該変更に係る兵庫県条例第 26 条の 5 第 1 項の規定による届出を行う場合 当該届出に係る届出書の写し又は当該届出による変更後の兵庫県登録証
 - (2) 業務主任者の氏名の変更の場合 業務主任者が条例第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
(屋外広告業者監督処分簿への登載等)
- 第 20 条の 9 条例第 25 条の 6 第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 条例第 23 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録年月日及び登録番号又は条例第 25 条の 5 第 2 項前段の規定による届出の年月日並びに兵庫県条例第 26 条の 3 第 1 項に規定する登録の年月日及び登録番号
 - (3) 条例第 25 条の 4 第 1 項又は第 25 条の 5 第 5 項の規定による処分の理由
- 2 第 20 条の 3 の規定は、条例第 25 条の 6 第 2 項に規定する閲覧について準用する。
(講習会の開催)
- 第 21 条 市長は、条例第 24 条第 1 項の規定による講習会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催日時、場所その他講習会の開催に関して必要な事項を公告するものとする。
- 2 講習会の講習科目は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 広告物等に関する法令
 - (2) 広告物の表示の方法
 - (3) 広告物等の施工
- 3 講習会を受講しようとする者(以下「受講申込者」という。))は、屋外広告物講習会受講申込書に、条例第 28 条第 4 項に定める講習会手数料を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、屋外広告物講習会受講申込書を受理したときは、当該受講申込者に対し、屋外広告物講習会受講票を交付するものとする。
(講習科目の受講の免除)
- 第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前条第 2 項第 3 号に掲げる講習科目の受講を免除するものとする。
- (1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 44 条第 1 項に規定する第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 帆布製品製造について職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者
- 2 前項の規定により講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。
(講習会修了証の交付)
- 第 23 条 市長は、講習会修了者に対し、屋外広告物講習会修了証を交付するものとする

問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課（都市景観指導室）

Tel 079-221-2541 Fax 079-221-2757

E-mail keikan@city.himeji.lg.jp

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/category/5-3-5-1-1-0-0-0-0-0.html>